

役員及び評議員の報酬並びに費用弁 償に関する支給基準規程

社会福祉法人 敬世会

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人敬世会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれた者をいう。
- (3) 報酬とは、理事会若しくは評議員会に出席した役員及び評議員に対して、その対価として支給するものをいう。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費等をいう。

(役員の報酬額等)

第3条 理事長及び常務理事の報酬は無報酬とする。

2 役員に支給する報酬は、理事会若しくは評議員会に出席した日、1日につき5,000円を通貨をもって支給する。ただし、当法人の職員として給与の支払いを受けている理事については報酬は支給しない。

(評議員の報酬額等)

第4条 評議員に支給する報酬は、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会に出席した日、1日につき5,000円を通貨をもって支給する。

(費用弁償の支給等)

第5条 役員及び評議員が理事会若しくは評議員会に出席するために要した車輛の燃料費、道路利用料及び公共交通機関等の運賃等の実費相当分について支給することができる。

(公表)

第6条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。